平成29年度

船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算



議案第4号

平成29年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成29年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,519,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月17日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位:千円) 歳 款 項 金 額 1, 000 10 繰入金 1, 000 繰入金 10 1, 518, 000 20 市債 1, 518, 000 市債 10 歳 合 計 1, 519, 000 入

歳 出

(単位:千円)

	(<u>E</u>			
款		項	金	額
10 公共用地先行取得事業費				1, 518, 000
	10 公共	用地先行取得事業費		1, 518, 000
20 予備費				1, 000
	10 予備	曹		1, 000
	10 , 101			1, 550
	100			
	<u> </u>			4 = 10 =
歳出	合	計		1, 519, 000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	. 1,518,000	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内	公的資金については、 その融資条件による。 銀行その他の資金に ついては、債権者と協 定する。